



諮 問 書

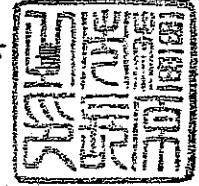
権人施 第7319号

平成22年6月30日

権原市人権審議会

会長 堀 智晴 様

権原市長 森下



今後の人権に関する施策のあり方について（諮問）

市民一人ひとりの参加による差別のない権原市の実現に向け、人権施策を総合的・効果的に進めるため、権原市人権審議会設置条例第2条の規定に基づき、今後の人権に関する施策のあり方について、貴審議会に諮問いたします。

諮問趣旨

本市では、平成8年6月に基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加による差別のない檀原市の実現に寄与することを目的に掲げ、必要な施策を推進するため、「檀原市人権擁護に関する条例」を制定いたしました。

また、平成19年3月に「人権教育のための国連10年」檀原市行動計画の理念及び精神を継承し、また、「市民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を着実に推進するため、これまでの人権諸施策の成果と課題を引き継ぎ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針である「檀原市人権施策に関する基本計画」を策定し、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指して、同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決に取り組んできました。

しかし、最近の社会情勢をみますと、世界各地で紛争が続発し人の生命を奪うような状況にあり、また、悲惨な児童虐待事件やいじめの問題、ドメスティック・バイオレンスやインターネット等を悪用した人権侵害など、さまざまな問題が日常茶飯事のように起こっています。さらに時代や社会の変化に伴い、新たな人権問題も生じてきています。

すべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、そのためには人権教育・啓発の取組は、ますます重要なものとなってきます。人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会づくりが求められています。

このような社会を実現するためには、時代の変化に即した実効性のある人権施策を策定し、総合的・効果的に進めていかなければなりません。

そのため、人権が尊重される社会づくりに必要な施策を策定するにあたり、「今後の人権にかかわる施策のあり方」について諮問いたします。